寝屋川流域における 総合的な治水対策

平成19年7月

枚方市

寝屋川流域における総合的な治水対策

1. はじめに

寝屋川水系は生駒山地を源とし、低平な沖積平野を流れて旧淀川から大阪湾へ注ぎ、 しかも、内陸奥深く生駒山麓まで潮位の影響を受ける感潮河川であります。

また、その流域は面積約 270km²の内、約 80%が河川に自然排水されない内水域で占められ、その内水域に近年、人口、資産が集中して急速に都市化が進んできております。

このため、寝屋川流域の治水対策については、国や関係自治体が積極的に取り組み、 河川や下水道の治水施設を整備しているにもかかわらず予想を上回る流出量の増大等に より、しばしば浸水被害を被っています。(浸水実績図参照)

これらの問題に対処するため、流域関係 11 市及び大阪府、国があいよって「寝屋川流域総合治水対策協議会」(現在の寝屋川流域協議会)を設立し、総合的な治水対策を進めていく上で基本方針となる「寝屋川流域整備計画」を平成 2 年 5 月に定めました。

さらに、平成15年6月には、特定都市河川浸水被害対策法が成立し、翌年の5月に施行されました。この法律は、寝屋川流域のように、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにも係わらす、市街化の進展により河道等の整備では浸水被害の防止が困難な河川を対象に総合的な治水対策を推進することを目的としています。そこで、寝屋川流域を特定都市河川指定及び流域に指定し、21世紀の国際都市にふさわしい、安全で快適な寝屋川流域の街づくりのため、より高度な土地利用に対応した治水対策として、河川や下水道治水施設のレベルアップに加え、都市のなかに人工的な保水・遊水機能をもたせる流域対策など、総合的な治水対策を推進していきます。

2. 総合的な治水対策の必要性

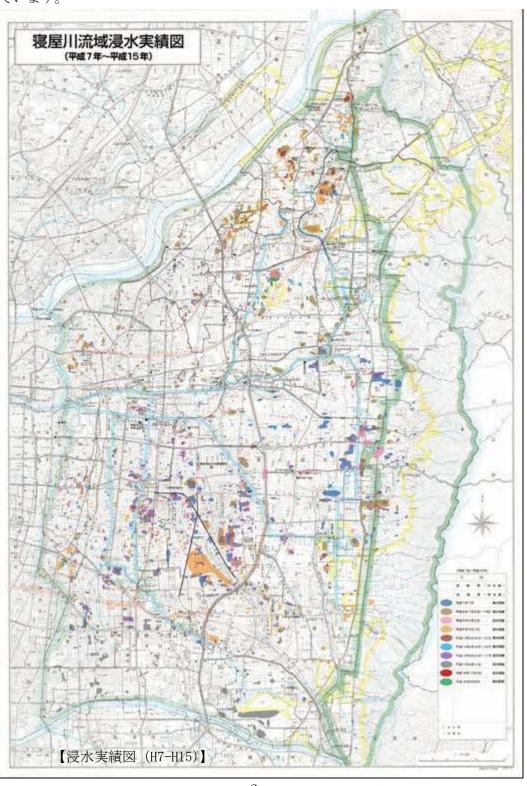
水害に対して安全で快適な潤いのある街づくりを行うためには、河川改修や遊水地、 下水道等のような治水施設の整備を促進することも重要ですが、雨水が流域から一挙に 下水道や河川に流出することを抑制する流域での対策も重要なことです。

流域対策とは、従来、保水・遊水機能を果たしていた低湿地帯、水田、ため池等の減少に対し、民間開発に伴う調節池の設置や、公園、学校、団地などの公共公益施設を利用して雨水貯留施設等を設置し、流域の保水・遊水機能を人工的に都市の中へ取り戻そうとするものです。

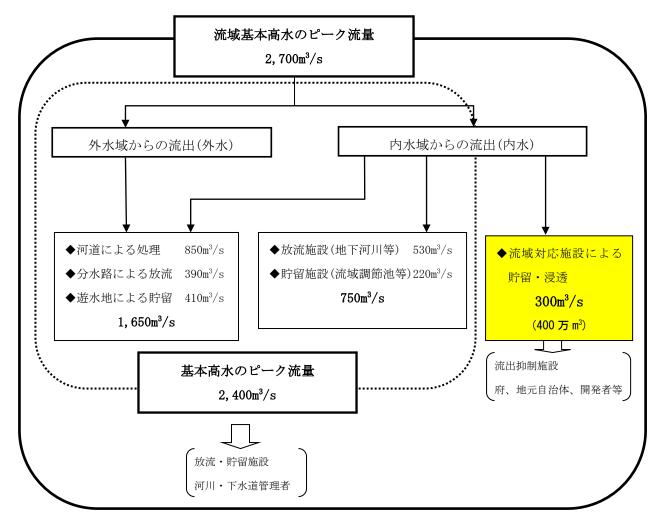
さらに森林・緑地の保全などの土地利用に関することや、緊急時の水防・避難に関すること等ソフト面での対策もあわせて行います。また、ソフト対策として、浸水実績図の公表や河川管理者と気象台による洪水予報も行っています。このように総合的な治水対策とは、洪水に対する治水安全度を高めるために、治水施設の整備とあわせて、雨水の河川への流出量を抑制するため流域においても対策を行うという考え方に基づくものです。

3. 浸水実績図

水害から街をまもるためには、各戸貯留や高床式住居の建築など、流域住民の方々の協力も必要です。このため、過去に浸水した地域を知っていただくことにより、水害に強い土地利用や緊急時の水防・避難等に役立てていただくように浸水実績図の公表を行っています。



4. 河川整備計画(H14.7.16 策定)での役割分担



5. 流域対応施設

流域対応については、積極的に公共公益施設を利用するとともに、一定規模以上の雨水浸透阻害行為及び開発行為には、本技術基準に基づく恒久的な貯留施設等を設置していただきます。

○対象地域 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項に基づき指定される特定都市河川流域(267.60km²)で、以下に挙げる区域の全域もしくは、一部区域である。

大阪市旭区、都島区、城東区、鶴見区、東成区、生野区、平野区、中央区、天王寺区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市

○ 対象行為

◆雨水浸透阻害行為(I~IVに該当するものは対象外)		
1	0. 1ha 以上の雨水浸透阻害行為	
2	駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法による学校(大学、専修学校及び	
	各種学校を除く。)、公民館、変電所その他これらに類する都市計画法施行令第21条で定める公	
	益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為。	
3	国、大阪府、大阪市等、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づきこの節の規定によ	
	り大阪府知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この節において「事	
	務処理市町村」という。)、大阪府、大阪市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている	
	一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局又は大阪府、大阪市等若し	
	くは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為	
4	都市計画事業の施行として行う開発行為	
5	土地区画整理事業の施行として行う開発行為	
6	市街地再開発事業の施行として行う開発行為	
7	住宅街区整備事業の施行として行う開発行為	
8	防災街区整備事業の施行として行う開発行為	
9	公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた埋立地であって、まだ同法第22条第2項の告示がな	
	いものにおいて行う開発行為	
◆その	◆その他開発指導要綱等で、別途定める行為	

ただし、以下の行為については、対象外として取り扱う。

◆雨水浸透阻害行為	
I	主として農地又は林地を保全する目的で行う行為
П	既に舗装されている土地において行う行為
Ш	仮設の建築物等(建築物その他の工作物をいう。第11条第2号及び第14条第2号において同
	じ。)の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該行
	為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)
IV	非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- 施設の設置者 開発者(申請者)自らに設置していただきます。
- ○施設の規模 別紙基準P15に定める基準降雨が生じた場合を想定して、 行為区域から流出される雨水量の最大値を行為前のピーク 流出量以下に抑制する流出抑制施設を設置していただきま す。

行為前のピーク流出量については、以下の条件にて算出するものとします。

計算式: 合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A/10000$

Q:行為区域からの流出雨水量(m³/s)

f: 行為区域の平均流出係数(土地利用毎の流出係数を面積で加重平均)

r:基準降雨における最大降雨強度値(=108.0mm/h)

A:行為区域の面積(m²)

流出係数:流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を 定める告示(平成 16 年国土交通省告示第 521 号)

○流出抑制施設 貯留型施設を原則として設置していただきます。

の種類 また、浸透型施設の効果が貯留換算可能な場合は、協議により浸透型 施設による対応も可能とします。

ただし、①~④の区域の範囲及びその周辺地域においては、雨水を地下に浸透させない工法によるものとします。その際の雨水を貯留する工法については、大阪府の砂防担当部局と当該工法について調整してください。

- ① 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地 崩壊危険区域
- ③ 地下へ雨水を浸透させることによって法面の安全が損なわれる恐れ のある地域
- ④ 地下へ雨水を浸透させることによって他の場所の居住および自然環境を害する恐れのある地域

○貯留方式 行為区域内の公園、緑地、駐車場、広場等の各種の空間地や地下空間 を利用して設置してください。ただし、砂防指定地内においては、砂防 指定地内行為許可技術基準によってください。

- ○貯留調節方式 オリフィス(放流孔)による自然流下方式を基本とします。
- ○施設の維持管理 原則として、開発者(申請者)にて行っていただきます。
- ○施設の恒久化 恒久的な施設として管理していただきます。

○流出抑制施設 設置された流出抑施設の機能を阻害するおそれのある行為については、 の機能阻害行 届出・協議が必要です。

為の許可

特に、0.1ha 以上の雨水浸透阻害行為の対策工事として設置されたも のについては、特定都市河川浸水被害対策法第18条に基づく許可申請 が必要です。

○手続き

0.1ha 以上の雨水浸透阻害行為については、雨水浸透阻害行為の許可 申請手続きを行ってください。また、同時に都市計画法に基づく開発許 可申請、宅地造成等規制法に基づく許可申請、建築許可申請及び建築確 認申請、農地法に基づく農地転用許可などが必要となる場合には、所定 の手続きを行ってください。

○技術基準

貯留施設等を設計するに際しての技術的な基準については、本案を基 本とする。

○問合せ先

枚方市上下水道局上下水道部下水道管理課 072 - 848 - 5565